

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日（火）午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	羽田 貞義
委 員	飯泉 博

農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	成 嶋 均
事務局 長補佐	浅 野 博之
主 査	大久保慎太郎
	青木 憲一

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③農地の競売参加についての買受適格証明に対する専決処分について

7. 会議の概要

1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年8月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様、大変お忙しいところ、8月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、茨城県にも蔓延防止等重点措置が発出されております。従いまして本日の総会もソーシャルディスタンスの確保、換気等の感

染防止対策を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

さて、水稻の方も穂がだいぶ出揃ってまいりまして、心配なのはカメムシの被害であります。今年度は市から薬剤散布の補助率等が変更されております。従いまして、薬剤散布する生産者も増えてきていると思いますけれども、昨年のようなカメムシ被害にならないようにお互いに注意していきたいと思います。心配なのは米価のほうでございますが、作況指数がまだ出ておりませんが、作況指数の次第では米の価格が下落する心配があります。大きく値崩れがなければいいと感じます。今月下旬にはわかると思いますが、ひとつ心配な案件であります。

本日の総会は議案6件、報告事項3件となっております。

皆様方の御協力をいただいて、スムーズに議事が運びますように、お願いしたいと思います。以上で、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員さん10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、5番、中山職務代理者、6番、前島委員の2名をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は倉庫建替に伴う敷地拡張のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、畑、現況、資材置場、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆**■**m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。4番、栗原委員よりお願いします。

1. 栗原委員

8月3日、午後1時30分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、中山職務代理者、前島委員、羽田委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いましたので報告します。

受付番号1番、地図は2ページになります。申請地は**■**にある**■**を**■**方面に進んだ右側になります。申請人事務所の隣接地となっております。現況は耕作しておらず、短い草が生えている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、**■**m²、山林4筆、**■**m²、原野1筆、**■**m²の

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたし

ます。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。
6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、**■■■■**字**■■■■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、**■■■■**字**■■■■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、**■■■**字**■■■■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m²、**■■■**字**■■■■**番**■**、地目は登記、山林、現況、畑、面積は**■■■■**m²、**■■■**字**■■■■**番**■**、地目は登記、山林、現況、畑、面積**■■■■**m²、合計3筆、**■■■■**m²の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、**■■■**字**■■■■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■■■■**m²の小作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

8月3日、午前9時00分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より浅野局長補佐、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いましたので報告します。

受付番号1番、2番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は7ページになります。申請地は**■■■**から**■■■**に向かう県道を**■■■**を渡って直ぐ西側の**■■■**の集落の方に向かいます。その**■■■**の集落の中ほどから**■■■**の方に向かった道路沿いがありました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約335アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、野菜を作付する農家です。別紙の調査書もありますので合わせてご確認いただければと思います。

申請地は、登記、現況とも畑、2筆**■■■■**m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、6番、前島委員より報告をお願いします。

1. 前島委員

8月3日、午後1時30分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で栗原委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号3番、地図は8、9ページをご覧ください。申請地は■■■■■が上の方にありまして、その南側辺りになります。もうひとつの方は中原で右側の方に■■■■■がありまして、その北西側辺りになります。農地の状況は耕作されており管理されておりました。

申請者は、農業経営を開始するために申請されたものです。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■㎡、登記、山林、現況、畑、2筆■■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡を贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は10ページになります。申請地の場所的には■■■■■の北側にあたる畑です。こちらもしっかりに耕作されて管理されておりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約213アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■㎡で、現在も譲受人が小作地として野菜の栽培を行っている農地を贈与により譲り受けるものです。

以上のことから、3番、4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■㎡、■■■字■■■■番■■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■㎡、合計2筆、■■■㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番、海老原委員より報告をお願いします。

1. 海老原委員

8月3日、午前9時00分より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第2号で飯泉委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は12ページをご覧ください。

受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和54年9月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は12ページになります。

受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和54年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。13ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で、10,512㎡、畑が10筆で、16,056㎡、合計17筆、26,568㎡です。貸し手が4人で、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和3年9月1日からとなります。

詳細につきましては、14ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(浅野補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。15ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で、12,100㎡、畑が6筆で、8,916㎡、合計13筆、21,016㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年10月1日からとなります。

詳細につきましては、16ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。資料の(案)を削除お願いします。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(浅野補佐)

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても17ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆で、12,100㎡、畑が6筆で、8,916㎡、合計13筆、21,016㎡です。貸し手が4人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和3年10月1日からとなります。

詳細につきましては、18ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議長(齊藤会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は19ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が3件、みらい平地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が4件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は20ページから22ページをご覧ください。

今回の合意解約は14件となります。解約理由は、耕作者変更のためのものが4件、福岡地区工業団地の用地買収のためのものが9件、非農地証明申請のためのものが1件となります。

続きまして、報告事項③「農地の競売参加についての買受適格証明に対する専決処分について」をご報告します。議案書は23ページになります。

今回の買受適格証明に対する専決処分は1件となります。申請理由は、宅地分譲のためのものとなっております。

報告は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年8月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩